

憲法改正国民投票の流れ



国会

憲法改正原案の発議

- 衆議院議員100名以上の賛成
- 参議院議員50名以上の賛成

衆参両議院にて 憲法改正原案 可決

先議の議院

原案の提出を受け、
憲法審査会での審
査本会議における
可決を経て、後議の
議院へ送付します。

1 憲法審査会

○での審査
※両議院憲法審査
会の合同審査も
可能です。

●憲法改正原案
等を審査する
常設機関

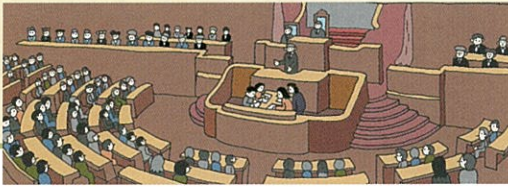
後議の議院

憲法審査会での審
査を経て、本会議に
て可決。

2 本会議での可決
※衆議院及び参議
院本会議にて総
議員の3分の2
以上の賛成で可
決。

国民投票期日 の決定

- 憲法改正の発議後60日
から180日以内
- ※具体的な期日は、国
会にて議決されます。



広報周知 国民投票運動

広報周知

- 国民投票広報協議会の設置
各議院の議員から委員を10人ずつ選任

憲法改正案の内容や賛成意見及び
反対意見などを掲載した国民投票公
報の原稿や、投票記載所に掲示する憲
法改正案要旨を作成するほか、テレビ
やラジオ、新聞などで憲法改正案等の
広報を行います。

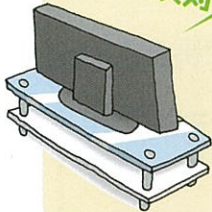
- 総務大臣、中央選挙管理会、都道府
県及び市区町村の選挙管理委員会
国民投票の方法や国民投票運動の
規制、そのほか国民投票の手続きに關
して必要な事項を国民に周知します。

国民投票運動

憲法改正案に対し、賛成又は反対の投
票をするよう、又はしないよう勧誘する
ことを「国民投票運動」といいます。国民
投票においては、投票が公正に行われる
ための必要最小限の規制が定められて
います。また、国民投票運動は、表現の自
由等と密接に関連するため、国民投票運
動に関する規制や罰則の適用は、これら
の自由を不当に侵害することがないよ
う留意することとなっています。



憲法改正案
賛成・反対



投票

投票

投票方法

投票は、**憲法改正案ごとに一人一票**となります。投票用紙に
記載された賛成又は反対の文字
を○の記号で囲み、投票所の投
票箱に投函します。

また、投票に当たっては、期
日前投票（投票期日前14日か
ら）や不在者投票、在外投票な
どが認められています。

投票用紙

表	裏
日本国憲法改正国民投票 都（市町村）選挙管理委員会 印	○ 記号 一 憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。 二 憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の記号で囲むこと。 三 ○の記号以外には何もしないこと。



開票

国民投票の効果

憲法改正が国民に
承認されるのは

賛成投票の数が投票総数の
2分の1
を超えた場合

※賛成投票数と反対投票数の合計数

憲法改正の公布の手続き
内閣総理大臣は、直ちに憲法
改正の公布のための手続きを
とります。

投票結果は、官報で告示
されます

